

旧緊急時避難準備区域（広野町）において山菜等を採取、販売していた申立人の営業損害（逸失利益）について、原発事故前年の平成22年は、事業開始からの経過年数も短かったところ、申立人が所有する山林の面積や申立人が具体的に販路を有していたこと等を考慮して、平成22年の売上高を3倍にした上で廃棄等によるロス率0.9を乗じた額を基準年売上高とし、出荷制限期間中である平成28年1月分から平成29年12月分まで（ただし、ユズについては出荷制限が解除される平成28年12月分まで）賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 損害項目 営業損害（ワラビ、ウド、フキノトウ、タラの芽、ユズにかかる逸失利益）
- (2) 期間 自 平成28年1月1日 至 平成29年12月31日
（但し、ユズについては、自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金186,827円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年2月4日

（仲介委員 増澤博和）